

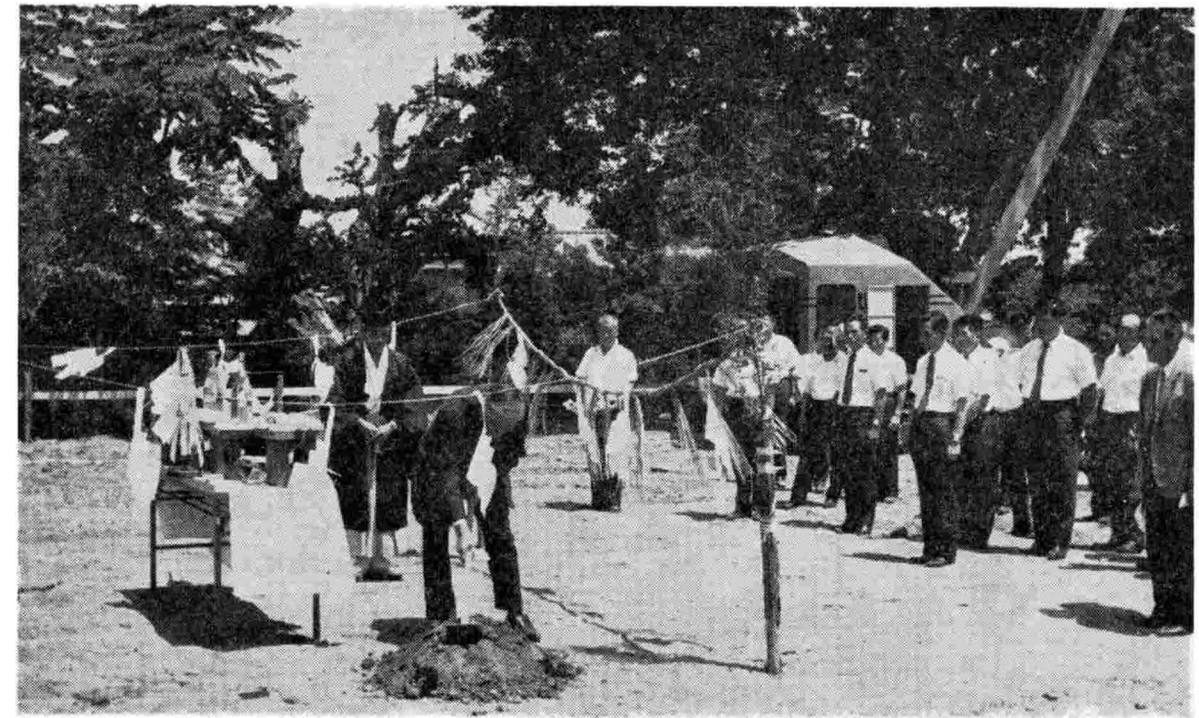
# 広報 なかのしま

8月号 南蒲原郡中之島村役場

## 人口のうごき

7月1日現在

( ) 内は6月1日との比較
人口 11,531人 (-8)
男 5,599人 (-3)
女 5,932人 (-5)
世帯数 2,184 (+3)



発行と編集 中之島村役場企画課

## 待望の 老人憩の家11月上旬完成

### 工事の無事を祈願し起工式

7月21日、工事の無事完成を祈願し、村議会議員など関係者約50名が参列する中で起工式が行われました。これが完成すると南蒲原郡内では第1号のおとしよりの施設となります。

～主なもくじ～

- 六月定例会で.....(2)
- 「老人憩の家」の建設へ.....(3)
- 火災予防条例の改正.....(4)
- !!台風がやってきます!!.....(5)
- 食中毒に御注意.....(6)

## 今月の納税

- △ 県村民税(第2期分)
- △ 国民健康保険税(第3期分)
- △ 軽自動車税(8月期随時分)
- △ 保育料

## 警察官を募集!!

締切は九月二十九日まで

新潟県では、昭和四十八年度の警察官採用者の募集を次の要領で行なっていますので多数応募して下さい。

◎ 受験資格

一、大学を卒業された方で、昭和二十一年四月二日から昭和二十七年四月一日までに生まれた男子。

二、高校を卒業された方で、昭和二十一年四月二日から昭和二十一年四月二日から昭和三十一年四月一日までに生まれた男子。

三十一一年四月一日までに生まれた男子。

◎ 申込受付期間

現在すでに申込受付を行っております。締切は九月二十九日までとなっております。見附警察署又は、見附警察署又は、見附警察署へ申込書を提出して下さい。

◎ 採用人員

大学卒業者 約二十人

◎ 採用された時の待遇

大学卒業者 五万六千三百円

短大卒業者 四万八千九百円

高校卒業者 四万五千五百円

(いづれも初任給額です。)

このほか、期末、勤勉、寒冷地、扶養、住居、超過勤務、特殊勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されます。また制服等についても現品で支給されます。

※ 詳細については、見附警察署又は、見附警察署へお問い合わせ下さい。

## 食中毒にご注意

食物は新鮮なものを

今町、中之島村食品衛生協会では、夏季における食中毒予防運動を実施しております。

最近、国民の食生活は、食品衛生思想の普及と共に改善されてきましたが、一方では、食中毒の発生があとをたっておりません。食中毒の予防を図るためには、村民一人一人が理解と認識を高めることこそ大切です。そこで、まず簡単な予防方法として次のものがあります。

### ◎ 手洗いの励行

食中毒予防上、手洗いの重要性を認識すると共に、特に調理前、食事前、用便後の手洗は、

### ◎ 調理場所などの衛生

一、調理場所は、整理整頓、清潔の保持につとめる。

二、食器類、包丁、まな板、ふ

### ◎ 食品扱い

一、食品はなるべく加熱し、なま物はできるだけ避けるようにして下さい。

二、食品は速やかに処理するか、保存するときは、冷蔵または、冷蔵して処理して下さい。

三、食品は、清潔で新鮮なものを、衛生的な店で求めてください。



## あなたの運転技能はたしかですか?

### 一度、安全技能診断を

八月十九日(日)見附自動車学校で開催

見附市、中之島村及び交通安全対策協議会では、八月十九日(日)午前九時から見附自動車学校において、車の運転技能診断を実施します。

これは、夏の交通安全運動の一環として日頃運転事務に従事している者の個人技能を第三者

から診てもらい、より安全運転をしてもらうために実施されるものです。

ご希望の方は、八月二十日までに安全協会事務局までお申込みして下さい。

※ 詳細は、役場庶務課へおたずねください。

## 車が混雑しています

### 無理な運転は事故のもと

せまい日本、そんなに急いでどこへ行く

には、充分注意してください。

村の交通安全対策協議会では、お盆の帰省客などに対し、交通安全の呼びかけを実施しております。

毎年この時期になりますと、いたるところで車の交通量が増加し、交通のマヒを起しております。

車を利用して遠くから帰省される方々は、長時間の運転によって気持がイライラしたり、過労などで交通事故を誘発する危険性が多くなります。事故防止



一般会計 六千五百三十一万円を補正

# 村税条例を一部改正

## 六月定例会で

村議会の六月定例会は、六月二十一日招集され、三日間の会期で六月二十三日閉会されました。

この定例会に付議された案件は、補正予算や関係条例案で、村長の提出議案十一件、議員提案一件であり、いずれも原案どおり可決されました。主なものは次のとおりです。

- 専決処分をした事件の承認について(議案第一号)
- 村税条例の一部改正
- 1、村民税
  - 今までは寡婦、身体障害者、未成年者、老年者の非課税限度額三十八万円を四十三万円に引き上げました。
  - 2、固定資産
    - 土地、八万を十五万円に、家屋五万を八万円に、償却資産三十万円を百万円にそれぞれ免税額を上げました。また、この改正によって、宅地は、住宅用地と非住宅用地に区分して、課税になります。
    - 工事請負契約の締結について(議案第二号)

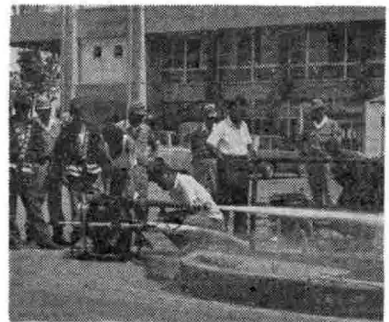
- 良工事の請負契約額が一千万円を超えたので提案されたものであります。
- 村火災予防条例の一部を改正する条例について(議案第五号)
  - 消防法の一部改正に伴い、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準、危険物の貯蔵または取扱いや技術向上の基準、避難管理等について村条例が一部改正されたものです。
  - 昭和四十八年度中之島村一般会計補正予算(第二号)について(議案第六号)
    - 補正額は、六千五百三十一万四千円を追加し、予算総額で六億七千五百三十八万二千円となりました。主な補正は次のとおりです。
      - 総務費
        - 防犯施設として(侵入者感知器)の工事費など三百三十八万三千円。
        - 民生費
          - 老人医療給付費と老人憩の家の建設費など一千四百七十五万六千円。
          - 衛生費

- 上下水道施設費など九百十五万六千円。
- 農林水産業費
  - 県営用水事業調査費補助金など二百五十万四千円。
  - 土木費
    - 都市計画事業費(下水路、街路)など二千七百七十五万円。
    - 教育費
      - 校舎修繕費など五百八十二万五千円。
    - その他
      - 公債費として二百二十二万九千円。
  - 昭和四十八年度中之島村国民保険特別会計補正予算(第一号)について(議案第七号)
    - 臨時雇賃金として六万円を追加しました。
    - 昭和四十八年度中之島村水道事業会計補正予算(第一号)について(議案第八号)
      - 村の水道事業が七月一日から見附市へ編入したことにより、受水費五十万円を減額補正しました。
      - 無憂苑畜場一部事務組合の設置について(議案第十号)
        - 広域市町村圏事業の一環として、三島町、与板町、中之島村の二町一村で火葬場を建設し、共同処理をはかるために、この一部事務組合が設置されました。

- 中之島村税条例の一部を改正する条例について(議案第十一号)
  - 土地の大型投機を防止するため、地方税法の一部改正によって、あらたに特別土地保有税が加えられました。
  - 組合規約の改正二件が提案されました。
  - 昭和四十八年度米価格に関する要望について(議案提案第一号)
    - 諸物価の高騰に比較して生産者米価が、ここ数年据置きもしくは、小額の値上げしか行なわれていないとの理由で数名の議員より政府に対する値上げ要求等の意見書案が発議され、全員一致をもって原案どおり可決されました。

## 可搬式消防ポンプ購入

### 百十万円 上通・中通・中条の各分団へ配置



村では、六月二十一日役場前において、可搬式消防ポンプの引渡式を行いました。この消防ポンプは、百十万円で購入し、村の消防活動の強化と機械設備の充実をはかるため、上通、中通、中条の各分団に配置されたものです。

原部内では、本村が初めて建設するものであり、モデル的なケ

ースとして隣接市町村から注目されております。

# 二千八百六十万円で「老人憩の家」の建設へ

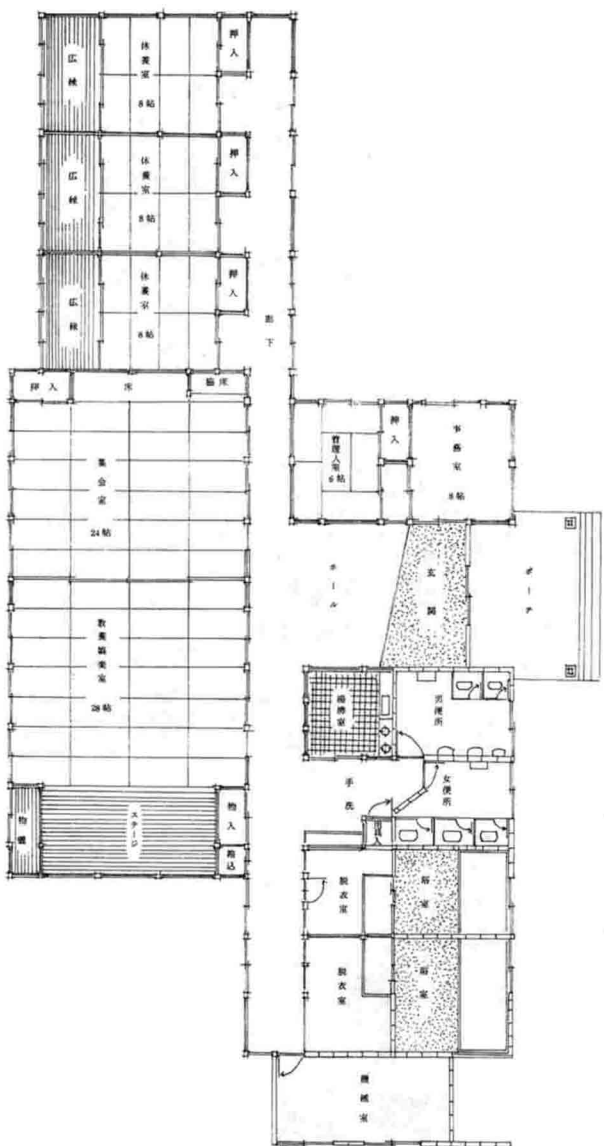
## 完成は十一月月上旬の予定

村では、昭和四十八年度の重点政策の一環として、福祉施設の整備と充実をはかるため、「老人憩の家」の建設を進めておりましたが、去る七月七日役場第二会議室において、新築工事の請負指名競争入札を行いました。この結果、八業者の中から二千八百六十万円で、本村下沼

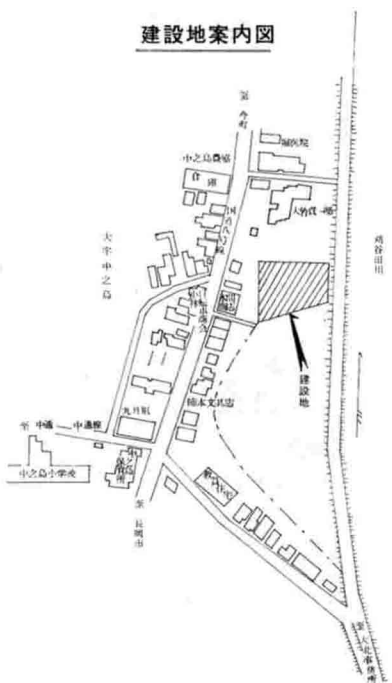
新田の丸寅建設株式会社から工事を施行してもらうことに決定しました。この工事を祝って、七月二十一日起工式が挙行されました。工事期間は、約百二十日間で、本年十一月月上旬までに完成する予定となっております。建設地は、前号によってお知らせしましたが、中之島大竹

貫一邸の脇で、緑の多い環境の良い場所、憩の場としてはうってつけです。また、建物の構造は、木造平屋建てで、教養娯楽室や集会室、休養室、超音波風呂などを備えており、おとしよりに楽しく有意義に利用していただくように設計されております。従って、現在各老人クラブでは、分散して色々の活動を続けられておられますが、この「老人憩の家」の建設によって、話し合いや、クラブ活動の面、さらに適切な健康相談や指導を受ける場として大きな役割を果たすものとして、関係方面から期待されています。このような福祉施設は、南浦

## 中之島村老人憩の家



建設地案内図



# 火災予防条例が改正!

本年七月一日から一部適用

村では、去る六月の定例村議会において、火災予防条例を現在の生活様式にマッチした内容に改正をしました。

現行の火災予防条例が本村に制定されたのは、昭和四十二年三月であり、その後、わずか七年あまりの間をめざましい産業技術の発展とエネルギー革命により新しい形態で火を使用する設備、器具等が多く普及しております。

一方、これらの普及高揚によって、新しい形態の火災が各地で多く発生し、いたましい事故が続いております。そこで、これらの社会情勢の変更に合せて、市町村の予防行政の強化がせまられておりました。

主な改正内容は次のとおりです。

- 炉及びカマドの位置、構造管理等の基準
  - 一、階段や避難口などの付近で避難の支障となる位置には、もうけないこと。また、燃焼に必要な空気を取り入れることができる位置にしなければなりません。
  - 二、使用に際し、火災の発生のおそれがある部分については、不燃材料で作らなければなりません。
- 湯沸器、ストーブなどの位置、構造、管理等の基準
  - 一、一ヶ所だけ給油する湯沸器については、天井、タナなどの高さや部分から四センチ以上高さがなければなりません。また、二ヶ所以上に給湯する湯沸器については六十センチ以上離して取りつけなければなりません。
  - 二、固定式ストーブの煙突を接続する場合は、簡単にはずれないようにし、かつ燃焼排気が漏れない構造にして、火の
- 危険物の貯蔵及び取扱いについて
  - 一、危険物(ガソリン、灯油など)の貯蔵及び取扱いの数量には関係なく、すべてにわたって、「火気の制限」、「漏れの防止」、「粗暴な取扱い行為の禁止」及び「地震などにより容器の転倒、転落または落下物の防止措置」などを講じなければなりません。
  - 二、指定数量未満、指定数量の五分の一以上の危険物の取扱いについては(指定数量とは、ガソリン百リットル、灯油五百リットル、重油二千リットル)
    - 1、屋外において取扱う場合は、鋼製ドラムまたは、タンクの場合で保有宅地一メートル以上、その他の容器の場合は数量により一から二メートルの空地が必要となります。
    - 2、屋内において危険物の貯蔵がとびちらさないような装置を取りつけないければなりません。
  - 三、移動式のストーブは、地震等により自動的に消火する装置または、自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければなりません。但し、現に使用しているストーブは、昭和五十二年九月まで、そのまま使用できますが、これから買い替えされる場合は、装置の有無を確かめて、装置されているものを求めて下さい。

蔵、または取扱いをする場合は、カベ、柱、床、天井を不燃材料(もえない材料)で造りまたはおおい、開口部には甲種の乙種の防火戸をとりつけ、換気設備をもうけなければなりません。

3、危険物の貯蔵、または取扱いの届出は、個人の住居で貯蔵し、取扱う場合を除き、役場庶務課(消防係)に届け出ないで貯蔵または取扱いすると罰せられます。

● 火災とましがいがいやすいケムリまたは、火を出すおそれのある行為については、その旨役場庶務課へ届け出なければなりません。

● 火災に関する警報の発令中における火の使用制限について



一、原野などにおいて、火入をしないこと。  
 二、屋外において、火遊びまたは、たき火をしないこと。  
 三、屋外において、引火性または、爆発性の物品など、もえやすい物の附近でもやさないこと。

※その他詳細の改正点については役場庶務課におたずねください。

**謄抄本は1枚70円**

戸籍手数料が変更されました。戸籍手数料の政令が改正され、7月1日から謄抄本の手数料が次のように改正されました。

7月1日からの新しい手数料

種	類	手数料
戸籍、除籍の謄抄本(1枚)		70円
戸籍記載事項の証明書(1枚)		(旧は50円)
戸籍簿、除籍簿の閲覧料(1件)		
婚姻、離婚、養子縁組、離縁、認知の届出	受理証明書(1件)	500円
		(旧は400円)

# 台風がやってくる!!!

来る前に万全な対策を

八、九月は台風シーズンの季節です。毎年この時期になりますと、各地で大きな被害が発生しております。

台風による被害をできるだけ最少限度にいとめるためには、常に新聞、ラジオ、テレビなどの情報を得て万全の対策を立てておくことが大切です。台風はきてからではまにあいません。

まず、来る前にその準備や対策を立てておくことが大切です。

台風が、日本に接近したり、直接影響をおよぼす心配がでて来ると、気象庁予報部から、台

# 村議会に請願や陳情書は

だれでも簡単に提出できます

村の行政事務に関するものであれば、だれでも簡単に請願や陳情を提出することができます。

みなさんの中でも、今後請願や陳情書を提出される場合は、次の要領で書類を作成し、村の議会事務局へ提出して下さい。

● 記載事項  
 請願、陳情書には、住所、氏名をハッキリ記入の上押印して下さい。

● 請願、陳情書の要旨及び理由については、簡明瞭に記入して下さい。

なお、道路、下水等場所に関するものは略図をつけて下さい。

● 陳情書は、議員の紹介は必要ありませんが、請願書は議員の紹介が必要となります。

表紙に紹介する議員の署名または記名押印を必要とします。

● 事務処理上、一通一件として作成し提出して下さい。

記載例



風情報や、注意報、警報等がだされまます。

● どのような時にどんな予報が出されるか。  
 注意報  
 一般に注意報は、多少の被害が予想されるとき。  
 警報  
 一般に警報は、大きな被害が予想されるとき。

従って、地元の気象台、測候所などから出される情報、警報には、充分注意し、台風もむろんですが、それ以外の強風や大雨などのときでも被害のないよう充分心がけてください。

● 台風情報の内容は、①台風の観測日時、②現在の位置(地域名と緯度、経度であらわす)③強さと大きさ(中心付近の最大風速、暴風圏の広さ)、④進行方向、速さ、⑤今後の予想、⑥警戒すべき事項などが盛り込まれております。

● 台風が近づいたときの準備

# 「ガン」は自覚症状はありません 早めに「胃」の検診を

八月二十三日～二十五日

村では、成人病対策の推進をはかり、皆さんの健康と明るい生活を守るため、八月二十三日か、二十五日までの三日間におたつて「胃の検診」を実施いたします。

最近成人病といわれる「ガン」、「脳卒中」、「心臓病」などによる死亡原因が非常に多くなっております。

成人病の多くは、自覚症状のないまま進行し、不幸を抱えており、特に中年層に集中しております。特におおきな特徴です。

検診日にはおわずれなく受診して下さい。

● 検診日時及び場所  
 一、二十三日 中条農協前  
 二、二十四日 中野小学校  
 三、二十五日 公民館前

● 検診手数料  
 四百円(検診のとき、受付で徴収します)



● ラジオ、テレビで気象情報や防火上の注意事項をよく聞くこと。  
 ● 外出や旅行はできるだけ見合わせる。  
 ● 窓や雨戸などは、釘、かすがいなどで止めるか、板をあてたりして早めに補強しておく。  
 ● 火の元に充分注意する。  
 ● 停電にそなえ、懐中電灯、ロケット、トランジスタラジオなどを用意しておく。

● 風で折れたり、電線にぶれるおそれのある木の枝は切り落しておく。  
 ● 身の回りの生活に必要な最少限の品物をひとまとめにしておく。特に食料、飲料水、医薬品など。  
 ● 下水などは、水はけが悪くならないよう注意しておく。  
 ● 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対にふれないこと。